広島県告示第九百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年七月十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

上温品三丁目二十四地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区	上温品三丁目			二二一六番一	標柱一号
	温品町		糸ケ迫	一〇二九六番地先林道敷	標柱二号
				一〇二九六番	標柱三号、四号及び五号
	上温品三丁目			二二一七番二	標柱六号